
川辺町橋梁長寿命化修繕計画

令和7年1月改定

川辺町役場 基盤整備課

1 長寿命化修繕計画策定の目的

1) 背景

- ・川辺町が管理する橋長2m以上の道路橋は令和7年1月1日時点で115橋であり、その大半が建設から40年以上経過した高齢化橋梁である。
- ・このような背景から、今後、増大が見込まれる橋梁の修繕・架替えに要する経費に対し、可能な限りのコスト縮減への取り組みが不可欠である。

2) 目的

- ・道路交通の安全性を確保するために、これまでの対処療法的な対応から計画的かつ予防的な対応に転換を図り、橋梁の長寿命化及びコスト縮減を図る。
- ・地域の道路網の安全性・信頼性を確保する。

2 長寿命化修繕計画の対象橋梁

1) 対象となる橋梁と老朽化の状況

- ・川辺町が管理する道路橋（115橋）のすべてを対象とする。
- ・115橋のうち建設後40年以上となった橋梁は100橋であり、その割合は87%と非常に高い。

橋梁数について					R6.4.1時点
	建設後50年以上及び建設年次不明	建設後40年以上50年未満	建設後30年以上40年未満	建設後30年未満	合計
	～1974 (～S4)	1975～1984 (S50～S59)	1985～1994 (S60～H6)	1995～ (H7～)	
総数	59	41	5	10	115

2) 健全度の状況

- ・健全度の区分は、以下のとおりとする。

判定区分Ⅰ	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態
判定区分Ⅱ	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
判定区分Ⅲ	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
判定区分Ⅳ	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

- ・健全度の状況は、以下のとおりである。

	判定区分Ⅰ	判定区分Ⅱ	判定区分Ⅲ	判定区分Ⅳ	合計
総数	83	31	1	0	115

3 健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針

1) 健全度把握の基本的な方針

健全度の把握については、橋梁の架設年度や立地条件等を十分考慮して実施するとともに、岐阜県橋梁点検マニュアルに基づいて定期的な点検を実施し、橋梁の劣化損傷状況から健全度を把握する。

2) 日常的な維持管理に関する基本的な方針

橋梁を良好な状態に保つため、日常的な維持管理としてパトロールを実施し、劣化損傷の把握に努める。

4 対象橋梁の長寿命化及び修繕・架替えに係る費用の縮減に関する基本的な方針

健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針を行うことにより、予防的な修繕等の実施を徹底する。このことにより、修繕・架替えに係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、コストの縮減を図る。

具体的な施策として、架橋地の周辺状況や交通量及び代替路の有無等を確認のうえ、令和16年度までに利用頻度の低い橋梁（2橋程度）の撤去・集約を検討し200万円程度のコスト縮減を目指す。

5 新技術等の活用方針

定期点検の効率化や高度化、修繕等の措置の省力化や費用縮減などを図るため、新技術等の活用を検討する。具体的には令和16年度までに長大橋である山川橋（橋長約200m）とトラス橋である飛驒川橋（橋長約70m）についてドローンなどの新技術により各100万円程度のコスト縮減を目指す。

6 対象橋梁ごとの概ねの次回点検時期及び修繕内容・時期又は架替え時期

今後5年間の計画は、別紙「川辺町橋梁個別施設計画」のとおり。

7 長寿命化修繕計画による効果

損傷・劣化が大きくなってから対策する維持管理方法ではなく予防保全を基本とした計画的な修繕を行うことで、ライフサイクルコストが縮減できる。また計画的な修繕により予算の平準化が図られる。

8 計画策定担当部署

川辺町 基盤整備課 TEL 0574-53-7214